

第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 29 年 1 月 18 日 (水) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 ^{たぐち}田口 ^{よしのり}慶則・7 ^{むくした}棕下 ^{たもつ}保・14 ^{みやもと}宮本 ^{まさはる}政春・15 ^{もりやま}守山 ^{たかゆき}孝之
16 ^{なかに}中谷 ^{ひでや}秀也・17 ^{にしもり}西森 ^{よしのり}偉統・18 ^{ゆうき}結城 ^{しんぞう}晋三・20 ^{もろと}諸戸 ^{よしあき}善昭
22 ^{なかの}中野 ^こたつ子・23 ^{かたおか}片岡 ^{まさいく}眞郁

以上 10 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：藤巻担当副主幹
白山：前田担当副主幹 美杉：前山主査

議事録署名者 14 ^{みやもと}宮本 ^{まさはる}政春・22 ^{なかの}中野 ^こたつ子

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (地役権)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (賃貸借権)
議案第 8 号 買受適格証明願 (公売) について
議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第1回第2農地部会を開会いたします。本日は全員参加でございます。

議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。14番、宮本委員・22番、中野委員、よろしくお願いします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 はい、議長。それでは報告事項について報告させていただきます。すみません、座って説明させていただきます。よろしくお願いします。

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から7で、件数は7件、合計面積は12,568㎡、このうち田が9,760㎡、畑が2,808㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページ・3ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1から6で、3ページになりますが、合計で件数は6件、合計面積は9,088.56㎡で、その内訳は田が4,950㎡、畑が4,138.56㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

4ページをお願いいたします。

報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、一般個人住宅用地

番号2、事務所及び倉庫用地

件数はこの2件で、合計面積は田で1,749㎡でございます。

5ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地

の1件で、面積は畑で661㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございます。よろしくお願いします。

それでは、議案事項に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許

可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。6ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、受人 _____、面積12,150㎡ 渡人 _____、面積2,052.7㎡ 申請地 新家町石畑 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積876㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区久居、受人 _____、面積20,639㎡ 渡人 _____、面積3,394㎡ 申請地 戸木町北興 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積199㎡ 外1筆 合計面積438㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区久居、受人 _____、面積14,254㎡ 渡人 _____、面積14,254㎡ 申請地 新家町浜井場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積567㎡。

これにつきましては、_____の土地の生前贈与になります。

番号4、地区家城、受人 _____、面積116,122.64㎡ 渡人 _____、面積8,890㎡ 申請地 白山町北家城下出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積135㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区八知、受人 _____、面積1,870㎡ 渡人 _____、面積2,251㎡ 申請地 美杉町八知庄屋田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積347㎡ 外1筆 合計面積1,020㎡。

これにつきましては、受人は、高齢のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。なお、許可後の耕作面積は、利用権の設定257㎡を含め、3,147㎡になります。

以上、件数は5件、合計面積は3,036㎡、このうち田が1,458㎡、畑が1,578㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、立ち会いをいただきました地元委員の意見を伺います。1、2、3番とお願いします。

田口委員

6番、田口です。1月6日に現地確認をしてまいりました。1番の場所としては _____ の北へ行って、 _____ のところにあります、 _____ 挟んで西の所です。2番が _____ の北、 _____ さんは自分とこの小屋も畑もあるので、隣ということで、事務局の説明どおりです。3番は _____ とこの西で

す。後は事務局の説明どおりですので、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。4番お願いします。

西森委員 17番 西森です。1月6日に現地立会いということで、浅井推進委員と事務所、地元委員2名、事務局で現地立会いさせていただきました。現状は畑ということで、相手方も良好ということで、この後出てくる5条の関係ということで、それと同じ場所になるが、利用の仕方は畑から畑ということで、何ら問題ないと判断させていただきました。後は事務局の説明どおりです。

議長 はい、ありがとうございます。5番お願いします。

結城委員 18番 結城です。6日に藤田推進委員と事務局とで現状を確認いたしました。申請者は高齢により、後継者もなく、耕作するのに労力不足ということで、受人に移転をしたいということです。女性一人ではできないということでございますので、よろしく申し上げます。

議長 はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第1号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について（地役権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。7ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（地役権）でございます。

番号1、地区川口、借人 _____、貸人 _____、面積1,685㎡
申請地 白山町川口白木____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,685㎡。

これにつきましては、借人は、22年間の地役権を設定し、申請地の空中に太陽光発電事業のための送電線を設置しようとするものです。

件数はこの1件で、農地法第3条第2項ただし書きの規定に該当することから、許可要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが地元委員のご意見を伺います。

中谷委員 16番 中谷です。1月6日に西森・中谷農業委員と中村推進委員、総合支所と、行政書士の_____とで確認をしてまいりました。_____からの電線の下ということで事務局の説明どおり、何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第2号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。8ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区家城、申請者 _____、申請地 白山町南家城西出____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積379㎡です。

これにつきましては、申請地を店舗兼居宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区家城、申請者 _____、申請地 白山町北家城下出____、
台帳地目・現況地目とも田、面積330㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は709㎡、このうち田が330㎡、畑が379㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明がりましたが、地元委員のご意見を伺います。1番と2番をお願いします。

西森委員 17番 西森です。1月6日に申請人である_____、浅井推進委員、地元委員2名、事務局とで現地立会いをさせていただきました。現地は_____住宅街というか、家のたくさん建っている所でありました。現状は、ある程度場所はあるんですが、畑地というかたちで、周りは住宅街でありました。周りの方についても店舗ができるというようなことで、問題ないと判断させていただきました。2番の方ですが浅井推進委員、地元委員2名、事務局、申請人であ

る_____とで、現地確認をさせていただきました。_____100mほど北の方へ行った、周りが田という状況の場所でした。既に一部は駐車場ということで利用されているようなかたちから、周りに影響が出るようなところではないと判断させていただきました。後は事務局の説明どおりですので、よろしくをお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第3号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。議案書の方は9ページから10ページをお願いします。
議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町浜井場____、台帳地目・現況地目とも畑、面積224㎡外1筆 合計面積981㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、423.36㎡、パネルの設置率といたしましては、43.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町浜井場____、台帳地目・現況地目とも畑、面積442㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、423.36㎡、パネル設置率といたしましては、隣接一体利用地を含めた全体面積713㎡の59.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町浜井場____、台帳地目・現況地目とも畑、面積271㎡。

これにつきましては、先ほどの番号2の一体利用地で、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、番号2と同じで423.36㎡、パネル設置率といたしましても、全体面積713㎡の59.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地森町下新

田____、台帳地目・現況地目とも田、面積238㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地に檜を植林するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区栗葉、受人____、渡人____、申請地 稲葉町下鴻野____、台帳地目 雑種地、現況地目 畑、面積856㎡外1筆 合計面積1,689㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、2,064.76㎡、パネル設置率といたしましては、一体利用地（地目：山林）を含む全体面積2,427㎡の85.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区大井、受人____、渡人____、申請地 一志町井生笠月____、台帳地目・現況地目とも畑、面積565㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第1種農地ですが、この案件につきましては、農地法施行規則第35条第5号に定める「既存施設の拡張」で、不許可の例外にあたりと判断されます。

番号7、地区波瀬、受人____、渡人____、申請地 一志町波瀬小路垣内____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積254㎡外1筆 合計面積300㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、195㎡、転用面積の65.0%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区波瀬、受人____、渡人____、申請地 一志町波瀬井ノ口____、台帳地目・現況地目とも畑、面積195㎡外2筆 合計面積316㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、266㎡、転用面積の84%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区家城、受人____、渡人____、申請地 白山町北家城下出____、台帳地目・現況地目とも畑、面積53㎡ 10ページをお願いします。外4筆 合計面積563㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区川口、受人____、渡人____、申請地白山町川口三枝木____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積178㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和50年ごろに既に転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区太郎生、受人____、渡人____、申請地 美杉町太郎生堂ノキワ____、台帳地目・現況地目とも畑、面積33㎡外2筆 合計面積439㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、187.04㎡、パネル設置率といたしましては、不整形地のため、隣接原野を含む全体面積511㎡の

36. 6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川鰐垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積581㎡外1筆 合計面積1,010㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、449.23㎡、パネル設置率といたしましては、転用面積の44.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は6,992㎡、このうち田が538㎡、畑が4,765㎡、その他、これは台帳地目が雑種地になっている農地で1,689㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員さんの意見を伺います。1、2、3番とお願いします。

田口委員 6番 田口です。1月6日に現地確認してまいりました。棕下委員と小田推進委員、事務局と行ってまいりました。場所は _____ 挟んで西200mぐらいの所です。3つとも同じ場所で同じ所ですので、先ほどの事務局の説明どおりでございます。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。4、5番とお願いします。

棕下委員 7番 棕下です。1月6日に田口委員、森推進委員、事務局と現地立会いをさせていただきました。4番の場所は _____ 東約300mぐらいの所でございます。事務局の説明のとおりで何ら問題はないと思います。5番ですが、1月6日に会長、部会長、地元の野田推進委員、事務局長他3名で現地立会いをさせていただきました。場所は _____ 約300mぐらいの東側でございます。事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

議長 はい、ありがとうございます。6番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。1月6日に守山会長、片岡委員、事務局の奥田さん、藤巻さんと、地元推進委員の中村さんと立会いの上で現地を確認いたしました。既に駐車場にしたような感じがありました。7番は、委員3名と事務局、波瀬の竹内委員立会いの元で、太陽光発電用地としていうことです。7番は道路沿いです。8番は少し山の中とか離れた所で、田んぼでしたが日当たりがいいのかなという感じの所でした。いずれも事務局の説明のとおりでして、何ら問題ないと思います。地元委員も確認をしております。

議長 はい、ありがとうございます。9番お願いします。

西森委員 17番 西森です。1月6日、浅井推進委員、事務局、受人_____、地元委員2名というメンバーで立会いをさせていただきました。細かい畑が重なるというよう場所で、そこへ一般住宅を建てたいということ。現場は_____がありますが、200mぐらい北という現地でございます。場所も住宅の隣というかたちで、隣の方も何ら問題ないというような話をしておりました。後は事務局の説明のとおりです。

議長 はい、ありがとうございます。10番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。1月6日に西森・中谷、中村推進委員、事務局、行政書士さんで現地を確認してまいりました。_____です。譲渡人が高齢者ということで、その後、譲受人の方々が頂いたわけですが、手続きをきちんとしてやうということで調べたら、まだ畑のままだったということで、50年ほど前から家は建っていたということです。始末書も提出されており、事務局の説明どおりですので、何ら問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。11、12番お願いします。

結城委員 11番は6日に推進委員の中川さんと現地確認をいたしました。受人が再生可能エネルギーとして太陽光発電を行うにあたって、最高の土地でもあり発電施設を設置したいということですので、よろしくお願ひしたい。12番は6日に会長、部会長、推進委員の坂本さんとで現地確認をしました。受人は日当たりの良い場所の申請地を譲り受けて、太陽光発電事業等をしたい。渡人は遠方に居り、地元に住んでいない。居るのは母親だけ。母親も高齢化であるため、管理が困難なため縮小したいということですので、よろしくをお願いします。

議長 はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思えます。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第4号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。11ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区倭、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町上ノ村
小山口 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積370㎡外1筆 合計面積
1,293㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に21年間の賃貸借権を設定し、
申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、446.0
8㎡、パネル設置率といたしましては、日陰部分を避けて設置するため、転用
面積の34.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号
には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明はありましたが、立ち会って
いただきました地元委員の意見を伺います。

中谷委員 16番 中谷です。1月6日に守山会長、諸戸部会長、事務局の方3名と農
業委員の西森、中谷と森田推進委員、総合支所1名と行政書士さんとで現地を
確認いたしました。場所は _____ の西およそ50mの所です。周りは家で地
目は田となっておりますが、ここ何年か作物も栽培されておらず、草刈をする
というようなかたちでした。事務局の説明どおり、何ら問題ないかと思いま
すので、よろしく申し上げます。

議 長 はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方
のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第5号についてご
異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については許可することを決定したい
と思えます。続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可
申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、議長。12ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸
借）でございます。

番号1、地区久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 戸木町狐塚
 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積254㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定
し、申請地を、昨年10月18日に許可しました隣接する太陽光発電施設のメ
ンテナンス用地とするものです。

パネル設置面積は206.08㎡、パネル設置率といたしましては、昨年1

0月の転用部分を含めた全体面積534㎡の38.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 新家町東畑 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積326㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を、一般個人住宅用地とするものですが、昨年12月に既に着工しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。以上、件数は2件で、合計面積は、畑で580㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明はありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番、2番お願いします。

田口委員 6番 田口です。1月6日に現地確認してまいりました。1番について、大井推進委員と椋下さんと、諸戸さんとで行ってまいりました。場所は _____ のすぐ前です。何ら問題ないと思います。2番についても先ほどの人と一緒に見てまいりましたが、事務局の説明どおりで、始末書もあるということで、場所は _____ です。これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第6号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第6号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。13ページをお願いいたします。
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 久居一色町羽場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積466㎡です。

これにつきましては、6月16日に許可した案件ですが、隣地への電柱設置の承諾が得られず、事業が実施できなくなったため、許可の取消願が提出され

ております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明をありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。

田口委員 1月6日に行ってまいりました。許可がおりているが、電線引き込みについて許可がおりなかったということで、事務局の説明どおりです。

議長 はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
まだ許可がおりないというのは、どういうことでしょうか。

事務局 詰めが甘かったと思うんです。転用部分は太陽光を置く分には問題ないんですが、引き込み電柱を立てるところが承諾が得られなかったという話です。

議長 皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第7号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第7号については承認することを決定したいと思います。続きまして、議案第8号、買受適格証明願（公売）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。14ページをお願いいたします。
議案第8号 買受適格証明願（公売）についてでございます。
番号1、地区桃園、申請地 新家町岸角_____ 台帳地目・現況地目とも田、面積1,011㎡外1筆 合計面積1,862㎡。願出人、_____
これは、公売に参加するための買受適格証明願で、落札後は、太陽光発電施設用地に転用されます。事業計画書では、パネル設置面積は、470.45㎡で、建物の日陰にもなることから、転用面積の25.3%になる予定です。農地区分は、第2種農地と判断されます。
件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、買受適格者である旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明はありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。

田口委員 6番 田口です。1月6日に現地確認をしてまいりました。事務局の説明ど

おりでございます。小田推進委員と私、椋下委員、諸戸委員と行ってまいりました。場所は_____のすぐ北です。問題はないと思いますのでよろしく願いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については証明することに決定したいと思います。次に別冊でお配りしました議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で63,589㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,360㎡、契約件数は32件でございます。

一志地区につきましては、集積はございませんでした。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で30,771㎡、畑の使用貸借で1,756㎡、契約件数は10件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で2,511㎡、畑の使用貸借で257㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて96,871㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で7,373㎡、合計契約件数は45件、合計面積は104,244㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区で10件、白山地区が2件、合計で12件、合計面積は32,482㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。整理番号4、ほか11件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

一時退室

議長 この12件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました12件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

入室

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第1回第2農地部会を閉会します。

午後2時47分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

平成29年1月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____